



の語り。

令和六年一月十九日(号外第十四号)国土交通省告示第三十号(標準運送約款の一部を改正する省告示)による改正後欄一行目の前に次を加え
(原稿語り)

「一〇三〔マーハ〕段改正後欄一行目の前に次を加え
旅客運送の部

目次 第1章～第3章 (略)
第4章 旅客の義務 (第18条～第20条)
第5章 賠償責任 (第21条・第22条)
第6章 連絡運輸等 (第23条・第24条)
回^ク一ハ回^ク改正後欄一行目の前に次を加え

正 話

令和五年六月九日(号外第百一十一号)公布国土交通省令第四十七号(海上運送法施行規則の一部を改正する省令)

(原稿誤り)
七三マ一ハ下段改正後欄七行目の次に次を加え
る。

(船舶運航計画の届出)

第三条 法第六条の規定により船舶運航計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した船舶運航計画届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 (略)

二 第二条第一項第四号イからナホヤに掲げる事項

同ページ同段改正前欄二行目の前に次を加える。

(船舶運航計画の届出)

第三条 法第六条の規定により船舶運航計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した船舶運航計画届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一 (略)

二 前条第一項第四号イからナホヤに掲げる事項

令和六年三月四日(号外第四十七号)公布国土交通省令第十六号(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令)

(3)～(8) (略)

" (略)
改正前欄(2)～(8) (略)
(2) (略)
(3)～(8) (略)
が、運送申込の
指定便に係る券
特殊手荷物に
について、便の
請求を第6号に
当する場合
の請求を記
載金額

" (略)
改正前欄(2)～(8) (略)
(2) (略)
が、運送申込の
指定便に係る券
特殊手荷物に
について、便の
請求を第6号に
当する場合
の請求を記
載金額

" (略)
改正前欄(2)～(8) (略)
(2) (略)
が、運送申込の
指定便に係る券
特殊手荷物に
について、便の
請求を第6号に
当する場合
の請求を記
載金額

" (略)
改正前欄(2)～(8) (略)
(2) (略)
が、運送申込の
指定便に係る券
特殊手荷物に
について、便の
請求を第6号に
当する場合
の請求を記
載金額

" (略)
改正前欄(2)～(8) (略)
(2) (略)
が、運送申込の
指定便に係る券
特殊手荷物に
について、便の
請求を第6号に
当する場合
の請求を記
載金額